



平成 27 年 1 月 7 日

各 位

会 社 名 日本ビューホテル株式会社
住 所 東京都台東区西浅草三丁目 17 番 1 号
代 表 者 名 代表取締役社長 石井 一男
(コード番号：6097 東証第二部)
問い合わせ先 常務取締役経営企画部長 櫻井 健博
TEL. 03-5828-4429

食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、弊社の経営いたします高崎ビューホテル（群馬県高崎市）におきまして、食中毒事故が発生致しました。これにより、本日 1 月 7 日（水）付で高崎市保健所より営業停止処分を受けましたので下記のとおり、お知らせいたします。

発症されたお客様には多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしたことを、心より深くお詫び申し上げます。また、高崎ビューホテルを日頃からご利用いただいているお客様および関係者の皆様にも多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを、重ねてお詫び申し上げます。

記

1. 食中毒事故の内容について

平成 27 年 1 月 4 日（日）、同月 2 日（金）、高崎ビューホテル中国料理レストラン「唐紅花」にてご飲食をされた複数のお客様に、食中毒の疑いの症状が発症しているのご連絡をいただきました。弊社は、ご連絡を受けて 1 月 4 日の夕方から同レストランの営業を自粛するとともに、直ちに高崎市保健所に報告の上、調査を受けておりました。その後、同保健所の調査の結果、計 25 名のお客様に下痢・発熱・腹痛などの発症があり、お客様および当社従業員からノロウイルスが検出され、お客様の発症は同レストランで提供した食事が原因であることが判明いたしました。

2. 行政処分の内容について

上記結果をうけ、当ホテルは本日 1 月 7 日（水）付で高崎市保健所より、以下のとおり食品衛生法に基づき営業を停止することを命じられました。

所轄保健所 : 高崎市保健所
営業停止期間 : 平成 27 年 1 月 7 日（水）～ 1 月 9 日（金）
営業停止範囲 : 中国料理レストラン「唐紅花」
処分の理由 : 食品衛生法第 6 条の規定に違反した為
処分年月日 : 平成 27 年 1 月 7 日（水）
病因物質 : ノロウイルス
患者数 : 25 名

3. 再発防止策について

弊社といたしましては、この事態を厳粛に受け止め、所轄保健所の指導の下、再発防止に向けて以下の対策を徹底し、食の安全・安心の確保に全社一丸となって取り組んで参る所存でございます。

- ① 従業員に対する衛生教育の見直し
- ② 従業員の健康に対する管理方法の見直し
- ③ 調理設備・レストラン設備等の清掃および消毒、それらの点検の徹底

4. 業績に与える影響について

本件による弊社の業績に与える影響につきましては、軽微であると考えておりますが、改めて開示が必要な場合には、速やかにお知らせいたします。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

【食中毒対応に関するお問い合わせ先】
日本ビューホテル株式会社 事業統括部
TEL 03-5828-2216（平日 09:00～18:00）

以上